

助成対象とする障害の程度について (精神障害者保健福祉手帳の等級の考え方)

- 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉制度を受けやすくするため、H7年に創設された制度。
- 障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級と障害等級を設定（国が示す考え方は下表）。等級の判定は、「精神疾患」の状態とそれに伴う「生活能力障害」の状態の両面から総合的に行われる。

	考え方	状態像の例
1級	他人の援助がなければ、ほとんど自分の用を済ませられない程度 <569人 (R6. 3. 31 現在) >	<ul style="list-style-type: none"> 家事が自発的に行えず常時援助が必要。 身の清潔保持に常時援助が必要。 親しい人との交流も乏しく引きこもりがち。 些細な出来事で病状が悪化しやすい。 金銭管理は困難。
2級	他人の援助は必ずしも必要ないが、日常生活は困難な程度 <5,458人 (R6. 3. 31 現在) >	<ul style="list-style-type: none"> 家事をこなすために助言や援助が必要。 身の清潔保持が自発的かつ適切にはできない。 対人交流は乏しいが引きこもりは顕著でない。 大きなストレスで病状が悪化しやすい。 金銭管理ができない場合がある。
3級	日常生活や社会生活に制限を必要とする程度 <1,632人 (R6. 3. 31 現在) >	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な家事はこなせるが、状況や手順が変化すると困難が生じることがある。 身の清潔保持に困難は少ない。 対人交流は乏しくなく引きこもりがちでない。 普通のストレスでは症状は悪化しにくい。 金銭管理はおおむねできる。

※厚労省通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」をもとに障害保健支援課が作成。

- 精神障害は症状に変動がある者が多いため、2年ごとに手帳の有効期限更新の手続きが必要（身体手帳や療育手帳には原則有効期限はなし）。